## 最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和5年7月5日(水) 最高裁判所中会議室
委 員	委員長 野 澤 正 充 (立教大学法学部教授)
	委員山内久光(弁護士)
	委員 佐々木 伸(元会社員)
対象期間	令和4年10月1日~令和5年4月3日
契約の現状等の説明	令和4年度下半期における契約状況について
個別審議案件(5件)	契 約 件 名:資格審査システム及び修習資金貸与金事務管理シ
	ステムの運用保守
	契 約 金 額:1,584,000 円
	契約締結日:令和5年4月3日
	契 約 方 式:一般競争入札
	契 約 庁:最高裁判所
	契 約 件 名:民事執行事件処理システム(新環境)用ライセン
	ス等の購入
	契 約 金 額:1,801,800 円
	契約締結日:令和4年12月6日
	契 約 方 式:不落随契
	契 約 庁:最高裁判所
	契 約 件 名:人事情報データベースの改修(データセンタ基幹
	インフラ切替対応)
	契 約 金 額:6,765,000 円
	契約締結日:令和5年4月3日
	契 約 方 式:一般競争入札
	契 約 庁:最高裁判所
	契 約 件 名:家具等の購入
	契 約 金 額:3,183,620 円
	契約締結日:令和4年10月24日
	契 約 方 式:一般競争入札
	契 約 庁:最高裁判所
	契 約 件 名:図面製本等業務(単価契約)
	契 約 金 額:1,537,470 円
	契約締結日:令和5年4月3日
	契 約 方 式:一般競争入札
	契 約 庁:最高裁判所

委員からの意見・質問	別紙のとおり
等、それに対する回答	
等	
次回抽出委員の指定	佐々木委員を次回委員会における審議案件抽出委員に指定
委員会による意見の	なし
具申又は勧告の内容	
そ の 他	次回委員会の開催日は、追って日程調整する旨、確認した。
	なお、開催方法については、言及していない。

意見・質問 答 等 1 前回審議案件のフォローアップについて (事務局) 令和 4 年度第 2 回契約監視委員 会において、加除式刊行物の追録の購 入を随意契約として整理することにつ き引き続き検討されたいとの意見を受 け、販売業者から次のとおり聴取した。 ① 追録は本体購入者に限って直接販 売を行っており、追録のみを古書店 を含む一般の書店や個人に対して販 売していない。 ② 追録の販売時において転売を禁止 する約定は設けていないが、販売業 者において、これまで追録が転売さ れた事実は確認していない。 以上のことから、追録の購入は性質 随意契約と整理することが相当と考え るが如何か。 (意見) 性質随意契約とすることが相当で ある。 2 個別審議案件 (1) 資格審査システム及び修習資金貸与金 事務管理システムの運用保守 (問) 低落札率となった原因について、企 (答) 実際の利益率は把握していないが、 業努力による値下げが行われたものと 落札者から徴取した参考見積書と契約 分析しているが、利益率を抑えたとし 見積書を比較すると、工数に変化はな ても、技術者料金単価や工数を下げる く、技術者料金単価を下げていること ことは難しいものと思われる。それ以 が確認できる。したがって、結論のと 上の分析はしていないのか。 おり分析した。 (問) 工数が多い場合、技術者料金単価を │(答) 入札結果を見ると、最高価と最安価 調整することも可能と思われるが、本件の工数程度ではそれも難しいと思われる。そうすると予定価格における技術者料金単価が高額であった可能性も否定できないように感じる。

には大きな乖離があり、入札者の間でも相当なバラつきがある。予定価格は概ねその中間値であったことを補足させていただく。

- (意見) 本件では企業努力による値下げと して、技術者料金単価の値下げが行わ れたとしても、結果的には業務が適正 に履行されるかどうかを注視する必要 があると思われる。
- (2) 民事執行事件処理システム(新環境)用ライセンス等の購入
- (問) 予定価格積算のための参考見積書を 徴取した3者のうち1者と不落随意契 約の交渉を行ったとのことだが、入札 意思のあった残り1者とは交渉してい ないのか。
- (問) 予定価格はどのように積算したのか。
- (3) 人事情報データベースの改修(データセンタ基幹インフラ切替対応)
- (問) 予定価格積算のための参考見積書を 徴取した2者の金額が2倍程度の大き な乖離があるが、技術者料金単価と想 定工数にどのような違いがあったの か。

- (答) 入札意思のない1者を除く2者のうち参考見積額が安価な順に交渉したものである。結果的に最初に交渉した相手と交渉が成立した。
- (答) 参考見積書3者の比較のほか、供給 元がウェブサイトで公表している価格 とも比較して、最も低廉な金額を予定 価格とした。
- (答) 技術者料金単価及び想定工数のいずれも違いがあったが、両者の想定工数について、当庁のデジタル人材からはいずれも相当との見解を受けたことから、安価な参考見積書の想定工数と当庁の技術者単価によって予定価格を積算した。

## (4) 家具等の購入

- 調達するものであるから、先行調達に おいて競争が働いていて、その価格に 問題がなければ、本件が高落札となっ たとしてもそのことが独立して問題と なることはないとも考えられる。先行 調達の入札状況について説明してもら いたい。
- (問) 本件の単価と先行調達における単価 ↓(答) 先行調達は数量が多く、調達スケー との比較はどうであったのか。
- (5) 図面製本等業務(単価契約)
- (意見) 直近の3箇年度とも、同一の業者 による低落札が続いている特殊なケー スではあるが、通常このような場合は 1者による高落札になりがちであり、 本件ではその正反対の状況となってい ることから、業務の適正履行が確保さ れていれば、本件については問題がな いものと思う。
- (意見) 低落札ではあるが、これに留まら ず、声掛けによる複数業者の参加を募 る取組を続けてもらいたい。

(問) 本件は先行調達した物品の同一品を (答) 先行調達は、入札期間も確保してお り、入札者2者、落札率90%超であ った。仕様についても参考規格品を2 品程度掲げていた。

> ルが本件とは異なるものの、両者の単 価に大きな違いはなかった。